

## 社会福祉法人 旭 聖 会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭聖会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 この規程でいう役員等とは理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2より報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて監査業務を行った場合であっても、次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、次項の報酬は支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(報酬総額)

第7条 役員等の報酬は、各年度の総額が別表3の範囲を超えないように支給する。

(出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人旭聖会旅費規程を適用することができる。

(兼務役員等)

第9条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り

この規程を適用することができる。

(改正)

第10条 本規程の改廃は理事会の決議を経て評議員会で決議しなければならない。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬	7,700円
評議員会出席報酬	7,700円
評議員選任・解任委員会出席報酬	7,700円

別表 2

名 称	報 酬
理事及び評議員会業務報酬	7,700円
監事監査指導報酬	7,700円
評議員選任・解任委員業務報酬	7,700円

別表 3

名 称	各年度の総額
理 事	431,200円
評議員	215,600円
監 事	123,200円
評議員選任・解任委員業務報酬	30,800円